

特別支援学校施設整備標準

平成29年3月

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

特別支援学校施設整備についての基本的な考え方

幼児・児童・生徒の安全で衛生的かつ快適な教育環境を確保するため、関係法令等の規定や都が策定する長期計画に基づくことはもとより、文部科学省の「特別支援学校施設整備指針」に留意するとともに、主に以下の事項に配慮しつつ校舎の改築・改修等の施設整備を計画的に進める。

- 1 幼児・児童・生徒の障害等の状態、発達段階、障害特性等に応じた教育内容・教育方法への対応
- 2 開かれた学校づくりへの対応
- 3 地震をはじめとした災害に強い学校施設の整備
- 4 「省エネ・再エネ東京仕様」（東京都財務局）及び最新設備機器等の導入に基づき環境負荷の一層の低減を図るための施設整備
- 5 「東京における自然の保護と回復に関する条例」等に基づく環境への配慮
- 6 「東京都福祉のまちづくり条例」及び「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づく整備
- 7 「学校保健安全法」等で定める衛生・安全基準を満たし、幼児・児童・生徒等への健康影響に配慮した施設整備
- 8 安全・防犯への対応
- 9 「第二次 主要施設 10 か年維持更新計画」の「今後の維持更新の考え方」を踏まえた計画及び施設整備の実施
- 10 地域の障害者スポーツの拠点として活用できるよう、多様な障害に配慮した施設整備

特別支援学校施設整備標準

— 目 次 —

- 第1章 総則
 - 第1 目的
 - 第2 適用範囲
 - 第3 基本方針
 - 第4 留意事項

- 第2章 企画、基本計画及び実施計画
 - 第1節 校地計画
 - 第1 校地環境
 - 第2 周辺環境
 - 第3 通学環境
 - 第2節 配置計画
 - 第1 校地利用
 - 第2 校舎、屋内運動施設
 - 第3 屋外運動施設
 - 第4 プール
 - 第5 その他の屋外施設
 - 第3節 平面計画及び各室計画
 - 第1 基本的事項
 - 第2 面積算定
 - 第3 学習関係諸室
 - 1 共通事項
 - 2 普通教室
 - 3 特別教室
 - 4 自立活動関係室
 - 5 その他の学習関係諸室
 - 第4 屋内運動施設
 - 1 共通事項
 - 2 体育館
 - 第5 管理関係諸室
 - 1 共通事項
 - 2 教職員諸室
 - 3 保健室
 - 4 給食室、食堂
 - 5 保護者控室
 - 6 倉庫、機械室等

- 第6 共通空間
 - 1 昇降口
 - 2 廊下、階段等
 - 3 エレベーター、スロープ
 - 4 便所

- 第7 通級学級、学校開放のための空間
 - 1 共通事項

第4節 屋外計画

- 第1 基本的事項
- 第2 屋外運動施設
 - 1 共通事項
 - 2 フィールド、トラック、コート、遊具
 - 3 プール
- 第3 緑地
 - 1 共通事項
 - 2 樹木
 - 3 植え込み
- 第4 その他の屋外施設
 - 1 校門
 - 2 囲障等
 - 3 駐車場、駐輪場
 - 4 その他

第5節 構造設計

- 第1 基本的事項
- 第2 上部構造
- 第3 基礎構造
- 第4 その他の構造
 - 1 建物付設物
 - 2 渡り廊下
 - 3 屋外施設
 - 4 非構造部材の耐震化

第6節 設備設計

- 第1 基本的事項
- 第2 照明設備
- 第3 電力設備
- 第4 情報通信設備
- 第5 給排水設備
- 第6 冷暖房設備
- 第7 防災設備

第8 その他の設備

第7節 防犯計画

- 第1 基本的事項
- 第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策
- 第3 建物の防犯対策
- 第4 その他

別表 標準面積一覧

第1章 総則

第1 目的

この整備標準は、特別支援教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計において、特別支援学校の施設整備として必要な事項の標準を示し、建設工事計画の目安となることを目的とする。

第2 適用範囲

この整備標準は、特別支援学校の新築、改築、増築工事における計画について適用する。改修工事においてはこれを準用する。

第3 基本方針

改築等に際しては、次の点に配慮する。

- (1) 障害等の状態、発達段階、障害特性に応じた対応を図るとともに、障害の重度・重複化及び多様化並びに今後の情報化及び教育機器の進展に対応できるような計画であること。
- (2) ゆとりと潤いのある空間の設置など、豊かな教育環境づくりに配慮した計画であること。
- (3) 開かれた学校づくりへの対応を図った計画であること。また、地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすため、地域や学校等の実情に応じて必要な施設環境を整備する計画であること。
- (4) 安全で衛生的かつ快適な教育環境づくりに配慮した計画であること。
- (5) 災害に強く、災害時には、幼児・児童・生徒の安全を確保するとともに、帰宅困難者の災害時帰宅支援ステーション及び福祉避難所として機能するよう、耐震性能を高め防災機能の強化に配慮した計画であること。
- (6) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」、「東京における自然の保護と回復に関する条例」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及び「東京都気象変動対策方針」に基づき、資源の再利用や自然環境等に配慮し、環境に対する負荷の低減を図った計画であること。
- (7) 周辺地域の環境と調和し、「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、地域の生活への影響に配慮した計画であること。
- (8) 「東京都福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー及び「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」に基づいた計画であること。
- (9) 「学校保健安全法」、「学校給食法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「プール等取締条例」、「水道法」等で定める衛生・安全基準を満たし、幼児・児童・生徒等への健康影響に配慮した計画であること。
- (10) 維持管理が簡便で、ライフサイクルコストの削減を図った計画であること。
- (11) 各室・空間の形状等は、用途の変更、間仕切りの移動等の模様替え、ゾーニングの再編等を容易に行うことのできる柔軟な計画であること。
- (12) 地域における障害者スポーツの拠点として多様な障害に対応できるよう動

線や配置等を考慮した計画であること。

第4 留意事項

基本方針を踏まえ、次の点に留意する。

- (1) 複数の障害の併置校や複数学部設置校の施設については、障害種別の特性に十分配慮するとともに、効率的な利用ができるよう配慮する。
- (2) 将来の使用目的に対応できるよう多様な学習内容・形態に柔軟に対応できる可変性のある施設として機能するよう配慮する。

第2章 企画、基本計画及び実施計画

第1節 校地計画

第1 校地環境

- (1) 洪水、崖崩れ等の災害に対して安全な地形であり、建物、屋外運動施設等を安全に設定できる地質及び地盤とする。
- (2) 敷地を造成する場合は、できるだけ自然の地形を生かしたものとする。
- (3) 日照、換気等が良好であること。
- (4) 学校施設として必要な施設を整備できる面積であること。
- (5) まとまりのある適正な形状であること。

第2 周辺環境

- (1) 騒音、ガス等の発生や交通事故の危険性のない安全な環境であること。
- (2) 教育上ふさわしい環境であること。

第3 通学環境

- (1) 校地は、通学方法等の設定との関連に留意して選定することが望ましい。
- (2) 敷地が複数にわたる場合、あるいは、学校間連携を行う場合等においては、適切な移動経路・方法を設定できるよう選定する。

第2節 配置計画

第1 校地利用

- (1) 各施設は、相互に均衡の取れたゾーニングの下に配置し、効率よく、ゆとりの感じられる構成とする。
- (2) 将来予想される増改築等に柔軟に対応し、必要に応じ弾力的に利用できるゆとりの空間を確保した施設とすることが望ましい。
- (3) 施設等の開放を円滑に行えるよう、アプローチを考慮した施設の配置を検討する。

- (4) 幼児・児童・生徒及び訪問者等の動線や、スクールバス、自動車、自転車等の車両の動線を合理的に設定できるような配置とする。

第2 校舎、屋内運動施設

- (1) 校舎等は、外部騒音の影響を可能な限り避け、屋外運動施設や周辺住宅等への日照、通風等に支障が生じないような配置とする。
- (2) 校舎等は、「東京都建築安全条例」に基づき適切な階数の建物として計画し、日常及び緊急時の移動等について十分配慮する。
- (3) 幼児・児童・生徒及び訪問者等の緊急時の避難、施設の維持管理等に支障を生じないよう配慮して配置する。
- (4) 障害者スポーツ団体等利用時に、非開放部分を通ることなく、直接屋内運動施設に行けるよう配置する。

第3 屋外運動施設

- (1) フィールド、トラック、各種コート及び遊具は、方位に留意し、良好な日照、通風等を確保するとともに、周辺地区に砂塵、騒音等の影響を及ぼさないよう十分留意して配置する。
- (2) 各施設は、校舎、屋内運動施設等との連絡のよい配置とし、学校開放への要請に対応しやすい位置に計画することが望ましい。
- (3) 障害者スポーツ団体等利用時に、非開放部分を通ることなく、直接屋外運動施設へ行けるよう配置する。

第4 プール

- (1) プールは、校舎から利用しやすい位置に配置することが望ましい。また、良好な日照を確保するとともに、通風、外部からの視線防止にも配慮する。
- (2) 障害等の状態、発達段階、障害特性等に応じて、雨、風などの天候や気温、水温等の影響を最小限に抑えられるよう計画する。

第5 その他の屋外施設

- (1) 校門は、幼児・児童・生徒及び訪問者等の安全上及び教育上支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置とする。
- (2) 駐輪場は利用人数に応じた面積を、目的に応じて適当な位置に計画する。
- (3) 幼児・児童・生徒を送迎するためのスクールバスや保護者の自家用車等の駐車場は、学校教育活動や幼児・児童・生徒及び近隣住民等の安全及び健康に影響を及ぼさないことはもとより、昇降場所からすぐに校舎内へ入れるよう、適切な規模及び配置とする。
- (4) スクールバス駐車場については、障害の種類に応じて、雨、風など天候の影響を最小限に抑えられるよう計画する。
- (5) 屋外倉庫、ゴミ置き場などの施設は、利用しやすく、学習活動等に支障のない位置に配置し、周辺地域等へ影響を及ぼさないよう配慮して計画する。
- (6) 備蓄倉庫は、防災担当部局と連携して、想定される災害に対して安全な場所

に設置するとともに、必要な食料や毛布などの備蓄に必要な空間を確保した計画とする。

第3節 平面計画及び各室計画

第1 基本的事項

- (1) 幼児・児童・生徒等の諸活動においてその安全確保を図るため、施設・設備について十分な安全性を確保するよう計画し、設計する。
- (2) 幼児・児童・生徒等の健康に配慮し、室内空気を汚染する化学物質の影響のない材料を採用する。
- (3) ホームルーム活動やグループ学習、個別指導に対応できるよう柔軟な空間構成、配置等を計画する。
- (4) 通級学級や地域住民の学習活動に対応できるような空間構成、配置等を計画する。
- (5) 将来の使用目的の変更、障害の程度や状態による間仕切り位置の変更及び教室の増築等を考慮した計画とする。
- (6) 「東京都公共建築物等における多摩産材利用推進方針」に基づき、普通教室及び特別教室の腰壁や家具等に多摩産材の利用を計画する。

第2 面積算定

- (1) 教室等の数と実面積については、別表のとおりとする。
- (2) 教室等以外の廊下・階段・便所・機械室等は共有部分として、敷地及び建物配置状況により算定する。

第3 学習関係諸室

1 共通事項

幼児・児童・生徒の障害等の状態、発達段階、障害特性等に応じて、各学部・学年、教科毎の学習内容、学習方法を考慮し、教室等の配置を計画する。

2 普通教室

- (1) 日照、採光、通風等の良好な環境条件の確保に十分留意し、位置、方位等を計画する。
- (2) 普通教室は、学部ごと、学年ごとにできる限り同一階及び同一区画にまとめて計画することが望ましい。
- (3) 幼児・児童・生徒の障害等の状態、発達段階、障害特性等に応じた多様な学習内容・形態に柔軟に対応できる可変性の高い教室を計画する。

3 特別教室

- (1) 特別教室の種類等については、別表のとおりとする。
- (2) 特別教室は、同一教科又は関連性の強い教科の特別教室等と相互の連携を図り、教科の内容にふさわしい環境を構成できるよう、隣接した配置とするこ

とが望ましい。

さらに、特別教室のうち家庭科室（被服）、理科室、社会科室、外国語室については、幼児・児童・生徒の障害等の状態、発達段階、障害特性等に応じた多様な学習内容・形態に柔軟に対応できる可変性の高い教室を計画する。また、特定の固定設備を設置しない実習室についても同様とする。

- (3) 学習活動に伴う騒音、振動等を発生する教室の配置は、他の空間に影響を与えないよう留意する。
- (4) 実験等の準備、資料等の作成及び教材等の保管場所として特別教室に隣接して準備室を設置し、居室的設備は計画しない。
- (5) 就業技術科・職能開発科（知的障害教育部門高等部）を設置する場合は、各校が選定する専門教科・コース設定に合わせ必要な実習室を計画する。

4 自立活動関係室

- (1) 幼児・児童・生徒が障害等の状態に応じて、自立するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うための施設を計画する。
- (2) 自立活動関係室のうち、多目的室及び言語訓練室については、幼児・児童・生徒の障害等の状態、発達段階、障害特性等に応じた可変性の高い教室を計画する。

5 その他の学習関係諸室

- (1) 作業学習や職業学習のための実習室・農場等は、各学校の教育課程や学習活動の特色に応じて計画する。
- (2) 生活指導、カウンセリング、入学相談、保護者相談等に必要な教育相談室や進路指導室は、幼児・児童・生徒及び保護者が気軽に行くことができ、静かで落ち着いた環境を確保できるよう、配置に考慮する。

第4 屋内運動施設

1 共通事項

- (1) 体育関係諸室の室数と標準面積は、別表のとおりとする。
- (2) 体育施設相互の連携や幼児・児童・生徒の移動等に配慮した位置に計画する。
- (3) 空調設備、給排水設備及び衛生環境に配慮した計画とする。
- (4) 学校開放時又は福祉避難所開設時における利用にも対応できるよう、空間の構成、配置、規模等を計画する。

2 体育館

- (1) ステージ、便所、更衣室、器具庫等の付属施設と一体的な計画とする。
- (2) ステージの高さやスロープは、障害種別や設置学部に配慮して、計画する。
- (3) 通風、換気及び採光を十分確保するとともに、室温に配慮して冷暖房設備を設置する計画とする。
- (4) 災害時に福祉避難所として機能するよう計画し、便所については、洋式を基本とし（和式は最低限の設置）、多機能便所を設置する。

- (5) 多様な障害者スポーツ団体等が利用できるよう体育館までの動線は、バリアフリーとする。
- (6) 障害者スポーツ団体等利用時には、非開放部分への動線を遮断できるものとし、障害者対応便所、更衣室、器具庫等を設置することが望ましい。

第5 管理関係諸室

1 共通事項

- (1) 管理関係諸室は、学習関係諸室との連絡のよい位置に計画する。
- (2) 学校運営など将来における変動等に対応できる空間として計画する。

2 教職員諸室

- (1) 職員室は、大職員室型の計画とし、校長室と同一区画に配置する。また、運動場が見える位置に配置することが望ましい。
- (2) 経営企画室は、外来用玄関との連絡がよく、校長室・大職員室と可能な限り隣接して配置する。また、校内の各種設備の集中管理等を行う場合には校内の移動に便利な位置に計画する。

3 保健室

- (1) 保健室は、静かで良好な日照、採光、通風などの環境を確保できる位置に計画する。
- (2) 屋内・屋外運動施設との連絡がよく、また、医療的ケアなど、緊急時に対応できる位置に計画する。
- (3) 緊急車両、検診車両等が容易に近接できる位置に計画する。
- (4) 肢体不自由教育部門を設置する学校については、バイタルチェック等を行うためのスペースを考慮した計画とする。

4 給食室、食堂

- (1) 学校給食に係る施設整備は、学校給食法に定められる「学校給食衛生管理基準」に基づき、衛生的な管理ができるよう、計画する。
- (2) 給食室の仕様については、都立学校教育部学校健康推進課と協議する。
- (3) 給食室の広さについては、必要食数を調理できる広さとする。
- (4) 給食室は、外部から食材等の搬入車両が進入しやすい位置に配置する。
- (5) 食堂（ワゴン室含む。）については、給食の提供形態を考慮した上で、必要な広さとする。
- (6) 食堂を設置する場合は、給食室に隣接して設置することが望ましい。

5 保護者控室

- 教室へのアクセスがよく、外部からも利用しやすい位置に配置する。

6 倉庫、機械室等

- (1) 倉庫は、収納し管理する物品等の現況及び将来の需要を把握し、物品の種類に応じ必要な空間を確保し、連絡のよい位置に計画する。
- (2) 備蓄倉庫は、洪水ハザードマップ等を考慮した上で、できる限り1階に計画し、幼児・児童・生徒等のほか近隣住民及び帰宅困難者の3日分の食料・飲料等を収納できる広さを確保する。
- (3) ゴミ置き場は、分別・リサイクルに対応できる規模のものとし、周辺環境に配慮した配置を計画する。また、給食用は独立させ、給食室直近に配置する。
- (4) 機械室や電気室等は、幼児・児童・生徒の学習環境から離れ、サービスエリア（機器等搬出入口）から連絡のよい位置に計画する。
- (5) 豪雨や河川の氾濫等により冠水の生じるおそれがある場合には、備蓄倉庫や電気室等の配置について、場所、高さ等を考慮し、冠水しないようにする。

第6 共通空間

1 昇降口

- (1) 障害の種別や設置学部に配慮して計画する。
- (2) 校舎内の幼児・児童・生徒の学習・生活の中心となる空間と連絡がよく、円滑に行き来できる位置に計画する。

2 廊下、階段等

- (1) 安全かつ円滑な動線を確保できるよう段差の寸法や手すりの位置、床面の素材などに配慮し、規模、配置等を計画する。
- (2) 幼児・児童・生徒のゆとりのスペースや作品等の展示などの場としての利用も考慮し、規模、空間構成等を計画することが望ましい。

3 エレベーター、スロープ

- (1) 階層を移動するためのスロープは、障害種別に応じて安全かつ円滑な動線を確保できる位置に計画する。
- (2) 重度・重複障害の幼児・児童・生徒の移動などを考慮した位置にエレベーターを計画する。
- (3) 障害者スポーツ団体等が体育館を利用する際にも活用できる位置にエレベーターを計画する。

4 便所

- (1) 幼児・児童・生徒の分布の状況及び動線を考慮し、幼児・児童・生徒が利用しやすい位置に計画する。
- (2) 清潔で使いやすく、良好な雰囲気になるよう計画する。
- (3) 障害者等の利用に配慮した計画とする。
- (4) 生活様式の変化を踏まえ、最小限の和式便所以外は、全て洋式便所とし、温水洗浄便座についても計画する。
- (5) 教職員や外来者用の便所は、幼児・児童・生徒とは別に、適切な位置に計画

する。

- (6) 福祉避難所や帰宅支援ステーションとなる場合には、災害時に便器が使用できなくなることや不足することも考慮し、マンホールトイレの整備などの複数の対策を組み合わせ、必要な数を確保できるよう計画する。

第7 通級学級、学校開放のための空間

1 共通事項

- (1) 平常の学校運営に支障がないよう、配置に十分配慮し、機械警備等による管理体制を容易に設定できる計画とする。
- (2) 通級学級や学校開放時に使用する普通教室、特別教室、屋内外の運動施設等については、連絡のよい位置に計画することが望ましい。

第4節 屋外計画

第1 基本的事項

- (1) 安全性の確保に十分留意するとともに、現存する樹木等の自然を有効に活用し、教育環境の向上を図る計画とする。
- (2) 各施設部分・空間等は、相互の調和や全体的な景観に配慮し、全体としてまとまりのある計画とすることが望ましい。
- (3) 周辺の景観と調和し、地域の文化的な施設としてふさわしい印象を与えるよう計画する。
- (4) 学校教育に支障を生じることなく、地域住民等の学習需要に対応できるよう計画することが望ましい。
- (5) 障害者スポーツ団体等が利用しやすいよう動線等に配慮した計画とする。

第2 屋外運動施設

1 共通事項

- (1) 運動の種類、利用形態等に応じ、必要な機能を確保できるよう、それぞれの関連性や相互の影響を考慮し計画する。
- (2) 付属施設は、利用状況に応じ、幼児・児童・生徒等が利用しやすいよう配置する。また、維持管理のための用具等を収納し、管理する倉庫等の施設を適切な位置に計画することが望ましい。
- (3) 活動に伴い発生する騒音やボール等の落下、風により発生する砂塵等による周辺地域への影響に十分留意する。
- (4) 学校開放時に使用する便所及び倉庫等を適切な位置に計画する。

2 フィールド、トラック、コート、遊具

- (1) 構造及び仕様は、表面が平滑で、適度な弾力性を備え、適度の保水性と良好な排水性を確保するよう計画する。
- (2) 表層部分は、けがの防止、維持管理の方法、砂塵の発生防止等に十分留意し

- つつ、運動の内容に最も適した種類を計画する。
- (3) 固定施設は、利用状況等に応じ、必要な種類、数等を検討し、十分な安全性及び耐久性を備えたものを計画する。

3 プール

- (1) 水槽は、障害種別及び設置学部に応じて、長さ及び水深を考慮し、計画する。
また、必要に応じ小プールや床昇降装置、加温装置を設置することが望ましい。
- (2) 水深については、急激な変化のない適切な深さとするとともに、見やすい位置に水深表示を設ける。
- (3) スタート台は着脱式とし、十分な水深がない場合は設置しない。
- (4) 水槽及び付属施設の各部には、耐湿性及び耐蝕性のある材料を使用する。
- (5) 適切な浄化装置を設置し、排水口には吸引事故防止のために、蓋等をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取付け口には吸い込み防止金具等を設置し、二重の安全構造とする。
- (6) 循環ろ過装置の出口には、検査のための採水栓等を設置する。
- (7) 安全管理、救急処置等のための施設を計画する。
- (8) 必要に応じ、プールサイドの周囲に遮へい板等や幼児・児童・生徒等のための日除けを設置することが望ましい。
- (9) 薬剤を安全かつ適正に保管するため、施錠可能な専用の保管施設を設置する。

第3 緑地

1 共通事項

- (1) 良好な教育環境の確保と周辺環境の向上に資するため、「東京における自然の保護と回復に関する条例」及び関係規定に基づいた緑化計画を策定する。
- (2) 敷地及びその周辺部には、維持管理の方法を十分検討しつつ、樹木の成長等の状況を予想し、長期的な展望の下に緑化を計画する。
- (3) ヒートアイランド現象を緩和するとともに、建物の温度上昇を低減するため、関係条例及び規程に基づいた屋上等の緑化を計画する。

2 樹木

- (1) 敷地周辺部への樹木の配植は、周辺地域等へ支障を及ぼすことのないよう十分配慮しつつ、周辺地域の景観と調和し、良好な景観の構成に貢献する施設となるよう計画することが望ましい。
- (2) 校舎等の建物周囲への樹木の配植は、室内の採光、通風等に支障を生じないよう計画することが望ましい。
- (3) 改築等工事に当たって、既存樹木が計画動線と抵触する場合は、極力移植により該当樹木を生かすよう計画することが望ましい。
- (4) 病虫害（刺咬害虫等）の発生に配慮した樹木を選定する。

3 植え込み

- (1) 樹木の高低に留意し、植え込みに日照障害が生じることのないよう計画する。
- (2) 潤いのある緑化環境を構成する上で、侵入防止、目隠し、防塵、防音等遮への観点からも考慮して計画する。
- (3) 病虫害（刺咬害虫等）の発生に配慮した樹木を選定する。

第4 その他の屋外施設

1 校門

歩行者・スクールバスを分離するとともに、幼児・児童・生徒の安全上及び教育上支障がなく、登下校及び学校開放時に利用しやすく、スクールバスの出入りや周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさない位置及び間口に配慮して計画する。

2 囲障等

- (1) 囲障は、周辺環境に調和し、開放的で親しみの感じられる計画とすることが望ましい。
- (2) 障害種別により、形状を考慮するとともに、運動場と校舎等の建物との位置関係、周辺の住宅、道路の状況等に応じ、防球ネット、フェンス等を計画すること。
また、敷地境界に計画する場合は、植え込み等と組み合わせて緑化を進めることが望ましい。

3 駐車場、駐輪場

- (1) スクールバスや保護者の送迎のための駐車場は、騒音、排気ガス等が学校教育活動や近隣に影響を及ぼさないよう計画することが望ましい。
- (2) スクールバスの乗降場には、上屋を計画することが望ましい。
- (3) 必要台数に応じ、円滑かつ安全な出入りに必要な面積を適切な位置に計画する。
- (4) 駐輪場は、効率的な駐輪や転倒防止に配慮して計画する。

4 その他

- (1) 国旗、校旗等の掲揚塔を玄関付近等に3本設置する。
- (2) 災害時に帰宅困難者の帰宅支援ステーションとして対応するため、校名看板等の設置を行うことが望ましい。
- (3) 校舎屋上に災害時などヘリコプターが活動する際の目印となる校名表示（ヘリサイン）を設置する。
- (4) 災害時には障害のある幼児・児童・生徒やその家族、地域の障害者、高齢者の要配慮者も含めた地域の福祉避難所や帰宅支援ステーションとしての役割も果たすことから、想定される避難者数や起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、あらかじめ学校設置者と防災担当部局との間でお互いの役割を明確にしなが、必要な機能を計画する。

第5節 構造設計

第1 基本的事項

- (1) 「構造設計指針・同解説」（東京都財務局）に基づき、建物の構造安全性を確保し耐久性の向上を図った計画とする。
- (2) 幼児・児童・生徒等が学習、生活等の場として過ごすだけでなく、学校開放時や緊急の災害時に多数の住民等が利用することを考慮し、耐震性を高めるなど十分な安全性を確保するよう計画する。
- (3) 将来の改造等に対し、構造上十分な余裕を確保した設計とする。
- (4) 経年及び環境条件による影響に対し十分な耐久性を確保した計画とする。

第2 上部構造

- (1) 構造上支障となる変形、ねじれ、力の集中等をできるだけ生じさせないよう構造形式を適切に設定し、構造種別に応じ、適切に計画する。
- (2) 建物の上層階に荷重の大きいものを設ける場合においては、建物の振動状況について十分検討し計画する。
- (3) 建物から突出する部分は、必要な耐震性、耐風性、耐寒冷性等を確保するよう計画する。

第3 基礎構造

- (1) 直接基礎におけるスラブ形式又は杭基礎における杭の工法及び種類に応じ、適切に計画する。
- (2) 施工に伴う周辺への影響等に十分留意し、適切に計画する。

第4 その他の構造

1 建物付設物

- (1) 塔屋、高架水槽等の建物付設物は、設計震度を建物より大きく設定して設計する。
- (2) 建物との接続部分は、十分な強度を確保するよう設計する。
- (3) 建物の屋外に避難階段を設ける場合には、基礎と建物との接合部に十分な耐力を確保する。

2 渡り廊下

- (1) 渡り廊下を設ける場合には、基礎、架構等の各部材及び接合部に十分な耐力を確保する。
- (2) 渡り廊下と校舎、屋内運動施設との取り合い部は、構造的に分割するなど地震時等の被害を受けないよう留意して設計する。

3 屋外施設

フェンス、防球ネット等を設ける場合においては、基礎の根入れ深さを適切に設定し、基礎、支柱等の各部材、接合部等に十分な耐力を確保する。

4 非構造部材の耐震化

天井材、外壁、窓ガラス等の非構造部材について、破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じる。

第6節 設備設計

第1 基本的事項

- (1) 幼児・児童・生徒等の諸活動等においてその安全及び健康に支障を生じることのないよう計画し、設計する。
- (2) 安定した確実な性能の機器を選定し、システムを計画し、設計する。
- (3) 学習、生活等及び災害時における福祉避難所として要求される各室・空間の機能及び環境を確保し、維持することができるよう計画し、設計する。また、ガス配管や給排水管等の耐震化を図るなど、ライフラインを確保するよう設計する。
- (4) 設備機器の導入に当たっては、転倒及び落下防止等の耐震対策を図り、地震等の災害時における安全性の確保に十分留意して計画し、設計する。
- (5) 将来の教育内容及び方法の多様化への対応を図るとともに、情報化及び教育機器の進展に対応できること。
また、住民の学習活動での利用増加等に伴い、必要とされる機能の変化に柔軟に対応できるよう計画し、設計する。
- (6) 自然環境を最大限活用し、光、熱、音等の環境条件を良好な状態に維持できるよう計画し、設計する。
- (7) 学校施設の電力使用量とCO₂排出量の削減のため、「省エネ・再エネ東京仕様」を適用するとともに、最新の設備機器の導入を検討し、計画及び設計する。
- (8) 各室及び空間の利用状況等に応じ、利用者が各設備を適宜運転調整することができるよう操作性の確保や系統の設定等に留意して計画し、設計する。
- (9) 必要とする維持管理を適切に行うことができるよう維持管理の方法について十分検討し、設計する。
- (10) 設備機器の導入に当たっては、その運転や維持管理に要する経費についても十分検討し、全体として効率的なシステムとなるよう計画し、設計する。

第2 照明設備

- (1) 照明器具は、当該空間の利用内容、利用時間帯等に応じ必要となる照度を確保し、良質な光が得られるものを選定し、適切な位置に配置する。
- (2) 照明器具の設置位置は、必要な維持管理の方法、周辺地域等に与える影響について十分検討し設計する。
- (3) 避難路については、夜間等に停電した場合においても安全に避難できるよう、照明等を計画する。

第3 電力設備

- (1) 各室・空間におけるコンセントの種類、規格、数等は、電力使用量を勘案し適切に設計し、使いやすい位置に安全な使用で計画する。
- (2) フloorコンセントを設ける場合は、位置、設置方法等に十分留意して設計する。
- (3) 安全性を考慮し、湿潤な部分や実験台等に設けるコンセントには、漏電遮断器を介して電気を供給するよう設計する。
- (4) 受変電設備の容量は、電気を必要とする教育機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分に検討し、必要な数値を設定して設計する。
- (5) 受変電設備の設置は、台風、豪雨等による出水時においても冠水することのない場所、高さに等を選定する。
- (6) 受変電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの措置を講じる。
- (7) 非常災害時には、学校施設及び福祉避難所としての必要最低限の機能を維持できるように、照明や情報収集のための電源を確保するための非常用発電機を設置する。
- (8) 自然エネルギーの有効利用や環境教育教材としての活用という観点から、太陽光発電設備を設置するとともに、非常災害時への対応を計画する。
- (9) 使用電力の削減を図るため、デマンド監視装置を設置する。

第4 情報通信設備

- (1) 情報系の設備（校内LAN等）は、組合せによる利用も考慮しつつ、柔軟に対応できるようなシステムを検討し、配管を計画する。
- (2) 共聴アンテナによりテレビ放送等の受信を行う場合には、電波の増幅、各室への配線経路等に十分留意する。
- (3) 共聴アンテナを建物外溝に設置する場合には、転倒防止、維持管理の方法等について十分留意し、検討して設置する。

第5 給排水設備

- (1) 飲料水用の給水設備については、水質管理等衛生管理に十分配慮する。
- (2) 給水方式は、停電時にも給水可能となるように計画する。
- (3) 受水槽等は、利用する水の量を適切に算定し、適切な容量を設定し、適切な位置に設置する。
- (4) 雑用水設備については、可能な限り雨水の利用を計画する。
- (5) 散水設備を設置する場合には、必要な散水能力を合理的に設定し、教育活動に支障を生じないよう適切に位置を選定し、設計することが望ましい。
- (6) 近隣における公共下水道施設の整備状況や雨水流出抑制等の制約などを十分に把握し、排出される汚水、雑排水等を適切に処理できる排水方式を計画し設計する。

第6 冷暖房設備

冷暖房設備を計画する。また、運転及び調整の方法について十分検討する。

第7 防災設備

- (1) 警報設備、消火設備、避難器具、避難設備などは、火災等における幼児・児童・生徒等の安全を確保できるよう、適切に設計する。
- (2) ガス使用場所については、ガス漏れ検知器を設置する。
- (3) 災害時の福祉避難所機能を確保するため、非常用通信設備を計画する。

第8 その他の設備

- (1) エレベーター等は、利用人数や利用頻度に応じ必要な輸送能力を検討し、設計すること。

なお、「東京都福祉のまちづくり条例」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（建築物バリアフリー条例）についても十分留意し、計画する。

- (2) 学校生活において生じる廃棄物を適切に処理、リサイクルできるよう、処理・保管方法に応じ、適切な設備を計画する。

第7節 防犯計画

第1 基本的事項

- (1) 建築計画的な対応と建築設備的な対応について、デザイン、多機能とのバランス、費用、学校や地域特性を踏まえ、学校運営体制等のソフト面との対策とも併せ全体として整合性が取れた計画とする。
- (2) 屋外各部及び建物内の共有部分等は周囲からの見通しを確保した上で死角となる場所をなくし、その範囲を何によってどう守るのが明確になるよう計画し、設計する。
- (3) 犯罪企図者の動きを限定し、学校の敷地内や建物内等、守る範囲への接近・侵入を防ぎ、犯罪を抑止するよう計画する。
- (4) 防犯対策に係る施設・設備については、定期的に及び必要に応じて臨時にそれらの機能について点検・評価し、不都合が生じている場合は、迅速に改修、修理、交換等の改善装置を講じる。
- (5) 定期的な防犯訓練等を通じ、防犯設備の使用方法等について周知徹底を図る。

第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策

- (1) 校舎内や周囲からの見通しがよく、敷地内において死角となる場所がなくするよう各建物、屋外施設、門等の配置に留意する。
- (2) 職員室、経営企画室等については、アプローチ部分や屋外運動場を見渡すことができ、緊急時にも即応できる位置へ配置する。

- (3) 建物等の配置上、やむを得ず死角となる場所については、防犯監視システムの導入を考慮する。
- (4) 不審者の侵入を防ぎ、かつ、登下校時や避難時に生徒が円滑に敷地内外に出入りすることができるよう、門の施錠管理を適確なものとする。
- (5) 外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げる。
- (6) 学校の領域性を確保し不審者の侵入を防ぐため、周辺地域の状況や施設の配置に応じて守るべき領域の境界に囲障を計画する。
- (7) 囲障を計画する際、特に防犯の面からは、周辺からの見通しを妨げるブロック塀等は避け、視線が通り、死角を作らないフェンス等を採用する。
- (8) 学校建物が周辺建物と密接して立地している場合等で、隣接建物等から不審者の侵入が心配される状況では、囲障について十分な高さや形状を確保する。
- (9) 敷地周辺及び敷地内の植栽については、環境に潤いを与える等の緑の持つ効果にも留意した上で、校舎内や敷地周囲等からの見通しを確保し、死角の原因とならないよう計画する。
- (10) 自動車や自転車等を使用する来訪者を適確に確認できるよう、駐車場や駐輪場の配置、構造等に留意する。また、校舎内や周囲からの見通しを確保し、駐車場や駐輪場の中に死角を生じないように配慮する。

第3 建物の防犯対策

- (1) 建物内への不審者の侵入防止や犯罪発生の防止等のため、機械警備による防犯システムを考慮した設計とする。
- (2) 外部からの来訪者を確認し、不審者を識別できるようにするため、来訪者の使用する門に隣接した場所や建物の出入口付近等の分かりやすい位置に、来訪者対応用の受付を設置する。
- (3) 接地階に位置する教室、廊下等の窓・出入口については、容易に破壊されにくいものとする。
- (4) 非常時に生徒等が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保する。
- (5) 学校の事情に応じ、死角となるような場所については、防犯監視システムの導入を考慮する。

第4 その他

- (1) 緊急事態発生時に、校内各教室・スペース、校長室、職員室、経営企画室相互間や、警察、消防への連絡等が迅速に行えるよう、普通教室、特別教室、体育館等の生徒等が常時活動する場所に、インターホンや電話等の通報装置を設置する。
- (2) 学校施設を地域住民等に開放する際、非開放部分に部外者が入らないよう施設面での措置を講じる。
- (3) 学校の周辺については、周囲からの見通しの確保や、防犯灯、街路灯等の設置により夜間照度を確保する。

標準面積一覧

別表

学 校 種 別	視覚障害 特別支援学校		聴覚障害 特別支援学校		肢体不自由 特別支援学校		知的障害 特別支援学校		病弱特別 支援学校		摘 要	
	幼・小 中・高		幼・小 中・高		小・中・高		小・中・高		小・中・高			
	室数	面積	室数	面積	室数	面積	室数	面積	室数	面積		
普通教室	幼稚部		57		57						個別指導室を含む。	
	小学部		57		57		65		57			
	中学部		57		57		65		57			
	高等部		57		57		65		57			
特別教室	音楽室	2	114	2	114	2	130	2	114	1	114	視聴肢知：小中1高1、病：小中1
	図工室	1	114	1	114	1	130	1	114	1	114	小1
	美術室	1	114	1	114	1	130	1	114	1	114	中高1
	家庭科室(被服)	1	114	1	114	1	130	1	114	1	114	中高1
	家庭科室(調理)	1	114	1	114	1	130	2	114	1	114	視聴肢：中高1、知：小中1高1、病：小中1
	理科室	2	114	2	114	2	130	2	114	1	114	視聴肢：物理・地学・科学→2、知：中1高1、病：小中1
	図書室	1	171	1	114	1	130	1	114	1	114	視：対面朗読室3ブースを含む。
	視聴覚室	1	114	1	114	1	130	1	114	1	114	
	技術科室	1	114	1	114	1	130	1	114	2	114	
	陶芸室	1	86	1	86	1	98	1	86	1	86	焼釜室を含む。
	社会科室	1	86	1	86	1	98	1	86	1	86	中高1
	学習室	4	57	4	57							小1中1高2
	外国語室	1	86	1	86	1	98	1	86	1	86	中高1
	パソコン室	3	57	3	57	3	65	3	57	1	57	視聴肢知：小1中1高1、病：中1
実習室	3	114	3	114	3	130	5	114	3	114	就業技術科・職能開発科の実習室数については要調整	
室 活 特 別	児童・生徒会室	2	29	2	29	2	33	2	29	1	29	幼小中1高1
	更衣室(児童・生徒)	8	29	8	29	6	33	6	29	2	29	視聴：小2中2本科2専攻2、肢知：小2中2高2、病：2
自 立 活 動 関 係 室	多目的室	4	114	4	114	3	130	3	114	2	114	視聴肢知：幼1小1中1高1、病：小1中1
	養護訓練室	1	86									
	視覚機能訓練室	1	57									
	感覚学習室	1	57									
	日常技能指導室	1	86	1	86							
	生活訓練室					1	130	1	114			
	聴力検査室			1	171							
	聴覚学習室			1	86							
	言語訓練室			1	86	1	98	1	114			
	自立活動室1					1	130					
自立活動室2					1	130						
体 育 関 係 室	体育室	1	759	1	759	1	816	1	759	1	759	
	ステージ	1	115	1	115	1	144	1	115	1	115	
	附属室	1	289	1	289	1	492	1	289	1	289	器具庫、更衣室、便所、準備室等
	プール	1	448	1	448	1	448	1	448	1	448	25m×10m、小プール設置の際には104㎡増
	附属室(プール)	1	110	1	110	1	110	1	110	1	110	シャワー室、便所、更衣室等
	機械室	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30	
	第二体育室	1	320	1	320	1	320	1	320			小中高設置校かつ48c1以上

1 普通教室1教室当たりの広さ

視覚障害特別支援学校	6.5m	×	8.75m	聴覚障害特別支援学校	6.5m	×	8.75m
肢体不自由特別支援学校	6.5m	×	10m	知的障害特別支援学校	6.5m	×	8.75m
病弱特別支援学校	6.5m	×	8.75m				

注1 普通教室の1教室当たりの面積は、平成11年3月に「盲・ろう・養護学校施設整備標準検討委員会」

から報告された知的障害特別支援学校の面積で統一する（肢体不自由特別支援学校は除く。）。

注2 特別教室等の面積は、普通教室1教室の面積を基準に積算している。

注3 重度・重複学級の教室については、普通教室の面積の半分の大きさとする。

2 特別教室

- (1) 音楽室・図工室・美術室・家庭科室(被服)・家庭科室(調理)・理科室・視聴覚室・技術科室は0.5教室の準備室を含む。
- (2) 陶芸室は焼釜室を含む。
- (3) 就業技術科・職能開発科の実習室については、各校が選定する専門教科・コース設定に合わせ必要な施設整備を行う。

3 特別活動室

- (1) 児童・生徒更衣室 視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校、知的障害特別支援学校は、男女別、学部別。病弱特別支援学校は、男女別である。

標準面積一覧

学 校 種 別	視覚障害 特別支援学校		聴覚障害 特別支援学校		肢体不自由 特別支援学校		知的障害 特別支援学校		病弱特別 支援学校		摘 要	
	幼・小 中・高		幼・小 中・高		小・中・高		小・中・高		小・中・高			
	室数	面積	室数	面積	室数	面積	室数	面積	室数	面積		
管 理 関 係 室	校長室兼応接室	1	86	1	86	1	98	1	86	1	86	
	職員室(資料室)	1	257	1	257	1	260	1	257	1	86	1人3.5㎡×職員数
	経営企画室	1	86	1	86	1	98	1	86	1	86	1教室×1.5
	書庫	1	57	1	57	1	65	1	57	1	57	
	会議・研修室	1	200	1	200	1	228	1	200	1	200	1教室×3.5
	保健室	1	114	1	114	1	130	1	114	1	114	1教室×2
	技能主事室	1	57	1	57	1	65	1	57	1	57	
	印刷・放送室	1	57	1	57	1	65	1	57	1	57	
	教材室	3	57	3	57	3	65	4	57	2	57	
	更衣室(教職員)	4	29	4	29	4	65	4	29	2	29	
	休養室	2	57	2	57	2	65	2	57	2	29	
	保護者控室	1	57	1	57	1	65	1	57	1	57	
	運転手控室	1	29	1	29	1	33	1	29			
	教材開発室	1	57	1	57	1	65	1	86	1	86	
	OA機器室	1	29	1	29	1	33	1	29	1	29	1教室×0.5
	倉庫	1	57	1	29	1	33	1	57	1	29	
	進路指導室	2	29	1	57	1	65	1	57	1	57	視：2、聴肢知病：1
	教育相談室	1	29	1	29	1	33	1	29	1	29	1教室×0.5
	個別観察室	1	29	1	29	1	33	1	29	1	29	1教室×0.5
	理解推進室	1	29	1	29	1	33	1	29	1	29	1教室×0.5
就学相談室	1	29										
就学前相談室			1	29								
共 用 室	食堂(ワゴン室を含む。)	1	314	1	314	1	325	1	314	1	314	
	給食室	1	342	1	342	1	358	1	342	1	342	
	倉庫	1	29	1	29	1	33	1	29	1	29	リサイクル用
	体育倉庫	1	80	1	80	1	80	1	80	1	80	
	開放用トイレ	2	20	2	20	2	20	2	20	2	20	
	開放用倉庫	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50	
	備蓄倉庫	1	60	1	60	1	60	1	60	1	60	
動 線 面 積	(1) 動線範囲 職員玄関、昇降口、廊下、トイレ、階段、ホール、スロープ、エレベータ、機械室、ペントハウス等											
	(2) 動線面積計算 普通教室+特別教室+特別活動室+自立活動関係室+体育関係室+管理関係室 +共用室+動線面積(面積合計に対する障害種別毎の割合) = 総面積 総面積に対する障害種毎の動線面積の割合 (視覚障害特別支援学校(34%)、聴覚障害特別支援学校(36%)、肢体不自由特別支援学校(40%)、知的障害特別支援学校(37%)、病弱特別支援学校(34%))											